

厚生年金逃れ疑い80万社、厚労省が加入指導へ

読売新聞 2015年02月23日

厚生年金への加入を違法に逃れている疑いの強い中小零細企業が約80万社にのぼることが、厚生労働省が国税庁から情報提供を受けて行った調査で明らかになった。

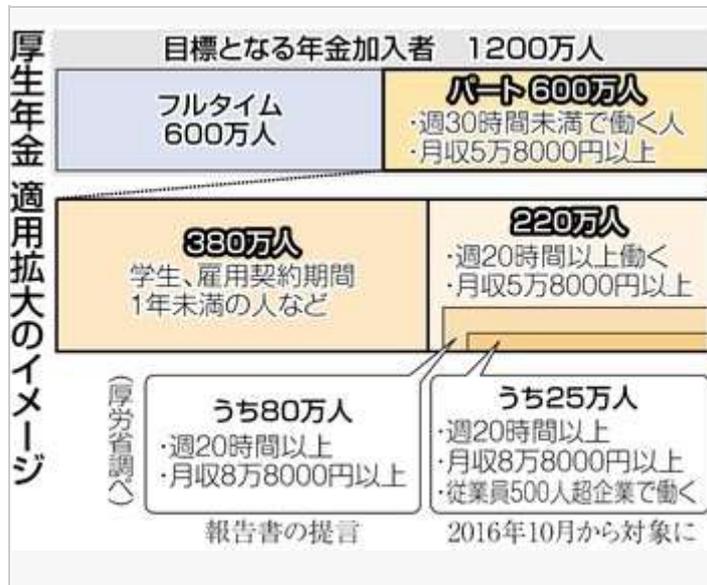
厚労省と日本年金機構は新年度の4月以降、強力な指導に乗りだし、応じなければ立ち入り検査も実施した上で、強制的に加入させる方針だ。勤め先の加入逃れで厚生年金に入れない人は数百万人にのぼる可能性があり、老後の貧困を防ぐため本格的な対策に乗り出す。

厚生年金は原則として、フルタイムの従業員がいる法人の全事業所と、従業員5人以上の個人事業所に加入義務がある。だが、事業所が厚生年金保険料（給与の17・474%）の半分を負担しなければならないことから、会社を設立しても加入しない事業所が後を絶たない。事業所が加入していないと、従業員は国民年金保険料（月1万5250円）を自分で納めるだけになり、老後は基礎年金しか受け取れないことになる。

国税庁は、従業員の所得税を給与天引きで国に納めている法人事業所を約250万か所把握している。このうち厚生年金に加入しているのは約170万か所だけ。残る約80万の事業所は加入を逃れている可能性が高い。厚労省はすでに国税庁から所在地などの情報提供を受け、未加入事業所を割り出す作業を進めている。新年度からは日本年金機構が3年間かけて、新たな加入対策を行う方針だ。

<どうなる年金改革> パートへの適用拡大

東京新聞 2015年2月22日



厚生労働省の社会保障審議会部会が年金制度改革の報告書をまとめた。法案提出も視野に入れている。主な改革案と課題を点検する。まずは、パートなど短時間労働者への厚生年金の適用拡大策だ。

厚生年金の未加入者は千五百万人。このうち従業員五百人超の企業に一年以上勤め、週二十時間以上働いて月収八万八千円以上のパート労働者は、二〇一六年十月から新たに適用対象になることが決まっている。今回の報告書では、同じ条件で従業員五百人以下の企業に勤める人も、労使の合意を条件に適用対象とすることを盛り込んだ。

適用拡大は、将来の低年金や無年金者を減らす効果がある。国民年金に入っている人は、

勤め先の厚生年金に加入することで年金額が増える。夫がサラリーマンの主婦は、新たに保険料を負担することになるが、同様に年金額は増える。

ただ、適用拡大の規模については課題を残した。一六年十月に対象となるのは二十五万人。仮に従業員五百人以下の全企業で、報告書通りにパート労働者が適用対象になったとしても八十万人にすぎず、最終目標とする千二百万人には遠く及ばない。また、適用拡大は、パートなどを多く抱える流通・小売り業界の反発が強い。厚生年金は保険料負担が労使折半なためだ。

保険料負担についての課題も残っている。

月収八万八千円のパート労働者は、国民年金の場合は保険料を月一万五千円払い、受け取る年金は満額で六万四千円。厚生年金に加入すると、月八千円の保険料で、満額で八万三千円受給できるようになる。適用対象にならない人との間で不公平感が出てしまう。

部会では、違う二つの年金制度を比べるべきではないとして問題視されなかった。将来的に月収がより低いパート労働者に適用が拡大された場合、さらに国民年金との間で負担と給付に差が出る。（鈴木穰）

年金運用:組織改革法案、今国会提出見送りへ

毎日新聞 2015年02月20日

政府は20日、公的年金の積立金を運用する「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）」の組織を抜本的に見直す組織改革法案について、当初方針を改め、今国会への提出を見送る検討に入った。改革案を巡る政府内の調整がついていないことが要因だ。

政府は昨年10月、GPIFの資産運用利益を高めるために運用先を見直し、価格変動の比較的大きい株式の比率を高めた。これを受け、塩崎恭久厚生労働相は「運用リスクを管理する必要がある」としてGPIFの組織改革を主張。運用権限が理事長に集中している今の「独任制」の仕組みを見直し、運用方針などを複数の金融の専門家らで決める「合議制」に変更するよう求めていた。

このため厚労相の諮問機関、社会保障審議会年金部会の下に設置した作業班は昨年末、塩崎氏の意向に沿った改革案をまとめた。

だが、合議制への変更には自民党内に「柔軟な資産運用が困難になる」との反対意見がある。首相官邸が主導したGPIFの幹部人事に関し、官邸と塩崎氏の間にしこりが残っているとされるほか、組織改革を巡る塩崎氏と香取照幸・厚労省年金局長との意見対立も指摘されている。こうした状況に、官邸は「今国会で抜本改革に踏み込むのは困難」と判断した。

組織改革案は引き続き、同作業班の上部機関である年金部会で議論される。【吉田啓志】

◇年金積立金管理運用独立行政法人◇

厚生労働省所管の独立行政法人。厚生年金と国民年金の積立金約130兆円を管理・運用し、世界最大の機関投資家とされる。政府は昨年10月、運用資産のうち60%と定めていた国内債券の比率を35%に引き下げる一方、国内・外国株式の比率を25%ずつ引き上げた。「Government Pension Investment Fund」

の頭文字をとり、G P I Fとも呼ばれる。

G P I Fに合議制導入、法案先送り検討 厚労省

日本経済新聞 2015/2/20

厚生労働省は20日、130兆円の公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人(G P I F)に合議制を導入する組織改革の法案について、今国会への提出を見送る検討に入った。厚労省は労働者派遣法改正案や労働基準法改正案など野党の反発が強い法案が多く、会期中の成立が難しいと判断した。

今のG P I Fは理事長1人に全ての権限が集まり、政府の影響を受けやすいと言われる。塩崎恭久厚労相は、合議制の理事会が1人1票で重要事項を決められるようにする法改正を目指している。権限を分散して政府の圧力を受けにくくし、幅広い運用リスクに目配りできるようにする。

ただ、政府内では組織改革の法案を急ぐ必要はないとの声が出ていた。厚労省の審議会での改革案の取りまとめも遅れていることから、提出を先送りする方向になった。

年金抑制、デフレなら停止 厚労省が自民に改革案提示へ

日本経済新聞 2015/2/21

厚生労働省が自民党の会合に示す公的年金の改革案が20日、明らかになった。年金の抑制策「マクロ経済スライド」は現行どおり物価が下落した時には一時停止するが、その分は翌年度以降に持ち越せるようにする。物価が大きく上がった場合は複数年分の抑制策をまとめて発動し、年金財政の悪化を食い止める。

24日の同党の会合に改革案を示す。今国会に関連法案の提出を目指す。

年金額にはもともと物価に連動して増えたり減ったりする「物価スライド」のルールがある。少子高齢化を受けて年金額を毎年約1%抑制するマクロスライドと合わせて、支給額が決まる。今は物価が下がった年は抑制策を実施できず、年金財政が悪化していた。

改革案は「現行の名目下限措置は維持する」として物価が下落したら抑制を一時停止すると明記する。その分は「翌年度以降の年金額改定の際に反映する仕組みに見直す」と繰り越しを認める。

物価が下落した翌年度に物価が3%上がった場合、今の制度で抑制できるのはその年の1%分だけ。年金額は物価スライドの3%増から1%分を差し引いて2%増となる。繰り越しを認めれば、2年間の2%分を抑制でき、年金額は1%増にとどまる。

改革案では産前産後の国民年金保険料を免除する。国民年金の保険料を月100円程度上げて財源をまかなう。中小企業のパート労働者に厚生年金の任意加入を認めて支え手を増やす。

国民年金保険料を納める期間を40年から45年に延ばす改革は「引き続き検討する」と事実上先送りする。国民年金は支給額の半分が税負担のため、財源が乏しいとして財務省が慎重だった。

年金減額！マクロスライドがついに始動

将来世代の給付改善はできるのか

「週刊東洋経済」2015年2月21日号

少子高齢化への対策として公的年金給付を自動的に削減する「マクロ経済スライド」が、2015年度に初めて発動されることが1月末に正式決定した。

2015年度の名目年金給付額は、2014年に消費者物価が上昇したため、16年ぶりに増加する。だが、本来なら、物価上昇を加味した名目手取り賃金上昇率2.3%を年金給付に反映させるところ、今回は増加幅が物価上昇分よりも抑制され、年金の価値は目減りする格好だ。

具体的にはマクロ経済スライドによる0.9%と、過去のデフレ（物価下落）期に年金給付を下げなかった特例水準の解消分0.5%を差し引き、0.9%の増加にとどめる。

4月分の給付から適用される新たな年金月額、自営業者らが加入する国民年金で満額6万5008円（前年度比608円増）、厚生年金（夫婦2人の標準的な世帯）で22万1507円（同2441円増）。マクロ経済スライドによる調整分として、それぞれ約600円と約2000円が差し引かれている。調整率は被保険者の減少率と、平均余命の延びから算出される。

現在の高齢世代も給付削減から逃れられない

今回のマクロ経済スライドの初の実施で、新たに認識が広がりそうなのは、現在の高齢世代も給付削減から逃れられないという現実だ。

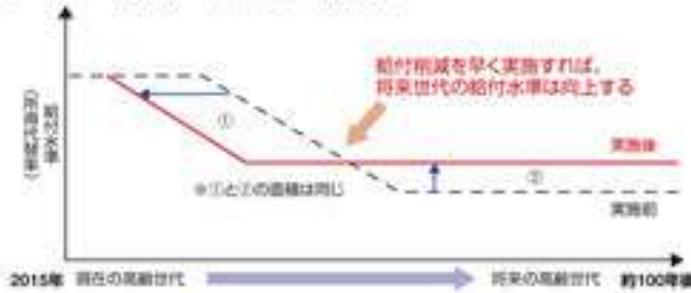
60歳より上の年金受給世代では「自分たちは逃げ切れるが、若い世代は年金が減ってかわいそう」といった話をする人が多い。だが、これは完全な勘違い。マクロ経済スライドは、すでに年金を受給している、「既裁定者」も対象になってくる。

しかも、新たに年金を受給する「新規裁定者」の年金額改定（スライド）には名目手取り賃金上昇率が使われるが、既裁定者には、通常の状態なら名目手取り賃金上昇率よりも低くなる、物価上昇率がスライド率に適用される。既裁定者のほうが新規裁定者よりも年金の目減りが速いのだ。結局のところ現在の高齢層から若年層まで、どの世代でも、85～90歳以上になれば、給付水準（所得代替率）はおおよそ同じレベルで底ばいとなること、政府の年金財政検証結果でも示されている。

マクロ経済スライドは2004年の制度改正で導入されたもので、公的年金に対する発想の転換を国民に求めるパラダイムシフトそのものだ。世界最高の少子高齢化で年金財政が厳しくなり、負担増が止まらなくなることを避けるため、負担（収入）の上限を先に決めて、そのパイの中で給付を調整するスキームに切り替えた。

現在の給付削減が将来世代の給付改善につながる

「マクロ経済スライド」の仕組み



具体的には、保険料率を 18.3%（厚生年金の場合）に固定したうえで、約 100 年間の収入総額をまず決定。これと約 100 年間の給付総額が必ず一致するように、受給者 1 人当たりの給付水準を自動的に調整していく仕組みを導入した。

約 100 年間のパイが決まっている中で、マクロ経済スライドを早急に実施していけば、それによって余った給付部分を将来の高齢世代に回すことができる。図のように、現在の高齢世代の給付削減が、将来の高齢世代の給付底上げにつながるという、トレードオフの関係が成立しているのだ。

少子高齢化を受け、年金収支バランスの確保を最優先した現行制度では、「将来世代の給付底上げをいかに行うか」という問いこそが、年金改革案の柱となる。

16年には再び封印される可能性が高い

もっとも、マクロ経済スライドにも、まだ大きな課題が残されている。

「今年は初めて実施できるが、2016年には再びマクロ経済スライドをフルに発動できないかもしれない」。ある厚生労働省関係者はそう漏らす。

というのも、マクロ経済スライドは年金の名目額の減少を回避するので、デフレ下では実施しない法制度になっているからだ。2004年度から10年余り発動されなかったのは、そのためである。

2014年の物価上昇率は昨春の消費増税の影響が大きく、2.7%増を記録した。だが2014年12月時点で、消費増税の影響を除いた物価上昇率は0.5%まで低下。原油価格の下落もあり、今年は0.数%から、場合によっては、再びマイナスの領域に入ることが民間エコノミストの間では予想されている。

年金額改定の際は、これに2012～14年の実質賃金変動率が加味されるが、こちらもマイナス。1%程度のマクロ経済スライドの調整率を差し引くには、それを上回る名目手取り賃金上昇率が必要であり、現状では実現の余地は小さくなっている。

デフレ下でもマクロスライドを発動すべき

仮に今後、物価や賃金の適度な上昇が実現しないと、マクロ経済スライドは再び封印されることになり、先述のトレードオフの“逆転現象”が起きてしまう。つまり、現在の高齢世代がたくさん取りすぎ、将来の高齢世代の給付水準が一段と低下するのだ。

アベノミクスによりマイルドなインフレを目指す安倍晋三政権。だが、将来の物価動向が不確実な中で、どのような状況下でも将来世代の給付水準を犠牲にしないように、デフレ

下でのマクロ経済スライドのフル発動を法制度化することが急務である。

税制の分野では、子や孫の子育てや教育、住宅取得などに向けた資金提供に対し、贈与税の非課税措置が拡大している。これは経済政策の一環として、世代間の私的な所得移転を促したもの。子や孫への高齢者の思いは強く、「近年の税制改革での大ヒット作」（財務省関係者）というほど、利用率が高い。

これと同様なことを公的年金制度で行うのがマクロ経済スライドである。給付削減には抵抗感が大きい現在の高齢世代だが、マクロ経済スライドの持つ意味を理解すれば、決して受け入れられないものではないはずだ。